

平成30年6月1日

参議院議長 伊達忠一 殿

参議院改革協議会座長 吉田博美

参議院改革協議会報告書

本協議会は、「参議院の組織及び運営の改革に関する諸問題」について調査検討を行い、「参議院における行政監視機能の強化」について結論を得たので、別紙のとおり報告する。

参議院における行政監視機能の強化

－新たな行政監視サイクルの構築と行政監視委員会の通年的な活動－

参議院は、これまで取り組んできた決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に議院全体として取り組む。このため、以下のとおり本会議を起点とした新たな行政監視の年間サイクルを構築し、併せて参議院改革によって設置された行政監視委員会の活動を一層充実させる。

1 本会議での政府報告聴取、質疑

毎年、常会の本会議において「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」等について、政府から報告を聴取し、これに対する質疑を行うものとする。

2 行政監視委員会の通年的な活動

行政監視委員会は、1の本会議報告及び質疑等を踏まえ、調査項目を選定し、計画的かつ継続的に行政監視を行うものとする。その際、継続調査の手続を経て閉会中も活動するとともに、省庁別の調査の実施、小委員会の設置、副大臣の活用などの方策も検討する。なお、参議院ホームページ上に苦情窓口を開設し、国民から寄せられる苦情も調査の端緒として活用する。

行政監視委員会は、行政監視の実施の状況を翌年の常会の本会議において報告するものとする。

また、より充実した調査を行うため、行政監視委員会の委員数の増員を行うものとする。

3 適正な行政の執行を実現するための改善勧告

2の行政監視委員会の報告に基づき、必要に応じて、本会議において適正な行政の執行を実現するための改善勧告を行うものとし、政府に対し、当該勧告の結果講じた措置についての報告を求めるものとする。

4 スタッフの充実・強化等

以上の実施に当たり、行政監視委員会の活動を支えるスタッフの育成、外部人材の活用も含めた充実・強化についても、所要の措置を講ずる。

行政監視委員会の機能強化における申合せ

○調査項目の選定

調査項目の選定に当たっては、本会議報告・質疑にとどまらず、行政の組織・運営上の課題、国民の関心の高い事項についても、幅広く考慮する。

また、調査項目選定後においても、理事会での協議により、柔軟な対応できるよう努める。

○委員長の割当

委員長割当についての取決めはしないが、小委員会が複数設置されれば、小委員長ポストは、与野党で分担することにしたい。

○副大臣の活用

副大臣制度の趣旨にのっとり副大臣を活用しようとするものであり、大臣の出席を排除するものではない。

(案)

参議院規則

第七十四条 各常任委員会の委員の数及びその所管は、次のとおりとする。

十五 行政監視委員会 三十五人

- 1 行政監視（これに基づく勧告を含む。第七十四条の五において同じ。）
に関する事項
- 2 行政評価に関する事項
- 3 行政に対する苦情に関する事項

第七十四条の五 行政監視委員会は、計画的、継続的かつ効果的な行政監視に資するため、少なくとも毎年一回、その実施の状況等（勧告を行う必要がある場合には、その旨を含む。）を議院に報告するものとする。

※ 現行の第七十四条の五は第七十四条の六に移動させる。

参議院改革協議会

座長	吉田	博美 (自民)
協議員	石井	準一 (自民)
同	岡田	直樹 (自民)
同	塚田	一郎 (自民)
同	石川	博崇 (公明)
同	西田	実仁 (公明)
同	榛葉	賀津也 (民主)
同	福山	哲郎 (立憲)
同	井上	哲士 (共産)
同	室井	邦彦 (維新)
同	青木	愛 (希会)
同	松沢	成文 (希党)
同	薬師寺	みちよ (無ク)
同	糸数	慶子 (沖縄)
同	藤末	健三 (国声)